

第 2 回南相馬市新庁舎建設基本計画策定 市民検討委員会 議事録要旨

日 時 平成 30 年 7 月 5 日（火） 10：05～12：00

会 場 本庁舎 4 階 議員控室

出席者

（検討会委員）

氏 名	所 属	役職等	出席
川崎 興太	福島大学共生システム理工学類 准教授	委員長	
道中内 好信	小高区行政区長連合会 泉沢行政区長		
大悲山 仁	鹿島区行政区長会 三区行政区長		
本間 健一	原町区区長連絡協議会 西町行政区長		
廣瀬 要人	南相馬市社会福祉協議会 常務理事		
青田 由幸	南相馬市・飯館村地域自立支援協議会 会長	副委員長	
太田 秀明	南相馬消防署 副署長		
伏見 順栄	南相馬市消防団 原町区団副区団長		
遠藤 允洋	原町商工会議所 副会頭		
高橋 真	南相馬観光協会 事務局長		
森岡 和人	原町青年会議所 直前理事長		
今野 秀幸	南相馬市小中学校 P T A 連絡協議会 会長		
星 ちづ子	鹿島商工会女性部（女性団体）部長		
廣畑 裕子	おだかぶらっとほーむ（市民活動）代表		
高橋 荘平	えこえね南相馬研究機構（市民活動）代表		
佐藤 美緒	キューピース（子育て団体）代表		
佐藤 晃大	公募市民		
齋藤 瑠津	公募市民		

（事務局）

氏 名	所 属	出席
林 秀之	副市長	
石川 浩一	総務部長	
山田 勇人	財政課新庁舎建設課長	
森 修一	財政課新庁舎建設担当係長	

（委託業者）

氏 名	所 属	出席
小野 正美	（株）国際開発コンサルタンツ 仙台支店 次長	
高橋 敬宗	（株）国際開発コンサルタンツ 仙台支店 プロジェクトマネージャー	

次第

1. 開会
2. 委員長あいさつ
3. 議事
 - (1) 新庁舎建設の必要性及び基本理念等について
 - (2) 市民意見の反映について
 - (3) 市有地について
4. その他
5. 閉会

議事概要

1. 開会

(10時05分開始)

事務局

改めまして朝9時からの現地視察、大変お疲れ様でした。定刻から5分遅れですが、ただ今から、第2回南相馬市新庁舎建設基本計画策定市民検討委員会を開会します。

2. 委員長あいさつ

委員長

皆様、おはようございます。今、多くの方と一緒に現場を見に行きました。前回の会議では、検討委員会の終わった午後に視察ということでしたが、冒頭で事務局よりお話があったように、お昼を挟むと参加者が少なくなることが懸念されるので、委員会の前に1時間ほど時間をとって行きたいと、提案し調整していただきました。ありがとうございました。

実はこういった現場の感覚を共有することは非常に大事な事です。共通の感覚をもって、議論することが大事だと思っているので、今回は大変良かったと思います。

私は県や各市町村など色々な会議に参加させていただいていますが、前回の会議の率直な意見として、南相馬市の方は、すごくよく話すなと思いました。意見が多く、しかも話の内容の質が良くて、私も構えていかないと負けてしまうと感じています。副委員長をはじめとした方々に助けていただきながら、円滑な議事を進めていきたいと思っています。よろしくお願ひします。

事務局

それでは、3の議事に移りたいと思います。議事の進行は、委員長に議長をお願いして進行させていただきます。

3. 議事

委員長

では議事に移らせていただきます。今日は3点ほどあります。まず、「(1)新庁舎建設の必要性及び基本理念等について」、事務局よりご説明をお願いします。

(1) 新庁舎建設の必要性及び基本理念等について

事務局

【 「 (1) 新庁舎建設の必要性及び基本理念等について」資料 1 により説明 】

委員長

基本計画の骨格となる部分をご説明いただきました。何故、新庁舎が必要なのかを説明した上で、どういった新庁舎を建てたらいいのかといったご説明でした。今日の議事は 3 つありますが、特にこれがメインなので、できるだけ多くの方のご意見を伺えればと思います。如何でしょうか。場合によってはひとりひとりに伺ってもいいと思います。

委員

基本理念についてでしたか。

委員長

今、ご説明があったのは基本計画のことですが。

委員

基本計画についてというより、最初から見直した方が良いのではないかと思います。そもそもそのスケジュールが厳しいのではないかと思います。これは、言ってもよいですか。

委員長

はい、どうぞ。

委員

8 回ぐらいでは全部は決められないと思いますが、どう考えていらっしゃるのか皆さんにもお伺いしたいです。

まず、他市に視察に行く前に、現庁舎を見るべきではないでしょうか。この庁舎がどういった問題を抱えていて、どこにどういう配置があるのか全然知りませんから、他市へいっても何も分からないと思います。また、アンケート速報提示が 8 月 6 日にあるようですが、アンケート結果を見る前に、今日は基本理念・方針を確認・協議して良いものかと思います。建設場所の決定が 8 月 21 日ですが、1 ヶ月ほどで建設場所を決定するのは、絶対に不可能だと思います。付加する機能まで話し合う時間的な余裕はないと思います。このスケジュールをもう一度見直した方が良くと思います。

委員長

委員のお考えでは、このスケジュールでは、短すぎるし、もっと慎重に議論すべきだということですか。

委員

そうです。8 回では 1 個か 2 個くらいしか話せないと思います。

委員長

それは、皆様のご意見を伺えればと思います。これだけの方が、今日のために事前に資料を読んで、効率的に会議が進むように準備をしてくれています。もし、委員のおっしゃる通り議論が尽くせないということであれば、別途会議の回数を増やすこともありますが、具体的にどのように進めたらよろしいとお考えですか。

委員

まず、基本計画とは何だろうと考えたのですが、計画を決めるというのは、まず1から「何をするか」というところから、話し合っただけですね。それなのに、見ること、やる
ことが決まっています、話し合う事、スケジュールも決まっています、用意されたものをこな
しているだけです。これは基本計画を決めるということにはならないのではないかと
思います。

委員長

どういう事ですか。

委員

そもそも、委員会で何日にどういう話し合いをするかというところから、話し合うべき
ではないかと思えます。

委員長

皆さんで話題を共有できる機会はないので、もしご提案があればお願いします。

委員

まず、どこから考えるのか。一番、最初に考えなければならぬのは何なのか。市役所的
には財政負担のないようにということがたくさん書いてありますが、では財政負担になら
ないためにはどのようなものが建てられるのか、どのような手法があるのか。

委員長

それは、前回お話がありましたよね。

委員

まず、最初にスケジュールを1から作って、何から話し合うかをもう一度話し合うべき
ではないかと思えます。

委員長

このスケジュールは、事務局と私で協議して、多くの方が効率的に限られた時間の中で、
議論出来るという道筋を提案させていただいたものです。前は、こういった流れの中で、
この新市庁舎の計画を作っていきたいと、皆さんで合意していただいたと思うのですが。

委員

その合意の採り方ですが、すごく納得出来なかったです。

委員長

もし、反論があれば具体的にお願ひします。どのように納得出来なかったですか。

委員

前回、委員長が「これでいいですか、皆さん」と聞いたら、「異議なし」、「異議なし」
という声で、決まってしまうました。私は「異議あり」と言いたかったですが。そういう決
の採り方ではなく、きちんと挙手で賛成何人、反対何人という形を取るべきだと思えます。

委員長

では、ものによってはそうしましょうか。

委員

前回の方法では声の大きい人が勝ってしまいます。

委員長

では、もし決をとる必要がある場合はそうしましょう。

委員

あの状況で、全会一致で賛成とされるのは納得できません。私は反対だったので、はっきりと決をとってほしいと思います。

委員長

事案に応じてそのようにしたいと思います。今、スケジュールのお話がありました。それに関連するものでも良いですが、他の事でも構いません。何かございますか。

委員

この庁舎の建設にあたっては、この検討委員会以外に庁内、議会にも委員会があります。それから地域協議会も諮問する機会あります。それから、パブリックコメントがあり、市民への説明会があると書いてあります。これらの関連性がよく理解されていないのではないかと思います。最終的にはどこで決めるのか。それぞれの委員会の役割と関連について、少し説明をいただきたいと思います。関係のないところで空回りしても、仕方が無いのでお願いします。

委員長

前回もご説明をいただいたと思うのですが、改めて補足説明などあればお願いします。

事務局

資料2、市民意見の反映という資料です。資料で基本計画の素案、資料1については、去年まで、行政内部（庁内）で協議検討してまとめた基本構想です。これをたたき台にして、広く市民の意見をいただき加えて、修正を行い、より良い計画にしていきたいという考えであります。現在、市民アンケートを6月25日に8,000通発送し、昨日の時点で回収が1,700通を超えました。期限は来週月曜日までで、現在は業者の方で集計作業をしているところです。この検討委員会で揉んだ内容を、基本計画の素案という形で、整理をします。その上で、行政内部の庁内検討委員会で、どのような市民の意見があり、素案になってきたかを協議します。併せて議会は議会で動いており、この検討委員会の議論内容等もどう整理しているのか特別委員会で調査することになっているので、我々は検討委員会の内容を議会にも報告します。議会もそこで報告内容を調査して、特別委員会として、いずれは報告がなされるということです。我々事務局としては、素案を作る検討委員会、議会への報告事項、そういったものを踏まえて最終的に原案をつくります。その原案も庁内検討委員会、副市長を委員長とした各部長で構成する、行政の意思決定の最高決議機関の一手手前のような組織で確認します。皆さんの意見、市民アンケートの投稿を踏まえた意見となってきたものを、もっと広く市民の皆さまに意見を聞くためにパブリックコメントに提案します。「こういう基本計画案をつくりましたので、市民の皆さん、意見を下さい」ということで行います。そこで色々な意見が出てくると思います。それが基本計画の案に反映できるかは、まず行政内部で検討して、その内容を市民検討委員会で「こういう意見がでました。行政としてはこう考え、意見を反映します」などと整理して、提示します。最終的にそれを踏まえた素案を確認します。内部の決定を踏まえる上で、この自治区制度をとっている3区の地域協議会に基本計画

案について諮問をします。地域協議会から計画の内容が妥当かどうかの審議をしてもらい、内容を修正していきます。地域協議会以降は行政内部で整理して、最終的に庁議という政策、意思決定の上位の機関で、計画として策定を決定していくという流れです。これが、意見反映を検討委員会と議会と市役所ということの関係であると整理しております。

委員長

如何ですか。

委員

概ね、理解致しました。これは市民検討委員会で90%近くを決めて、最終的には庁議及び議会で結論を出すのでしょうか。

委員長

我々のミッションは基本計画の案をつくることです。最終的に決定するのは行政内部です。ただし、庁舎の位置は、条例で定めていて、同意をとらなければならない。そこについては、議会も当然関わってくるということですね。

委員

最終的には議会で結論を出すということですね。

事務局

基本計画はあくまでも市で作ります。みなさんに素案を作っていただいたものを、先程言った市の庁議で決定します。委員長がおっしゃった通り、建設する場所については議会案件なので、議会の議決が必要です。ただ、決めるのは行政側です。

委員

その程度の事は、ある程度頭に入れた状態で、検討していかなければいけないと思います。限られた時間の中なのでね。了解しました。

委員長

よろしく申し上げます。他にいかがでしょうか。

委員

この基本理念で、「なぜ現庁舎の補修で対応できないのか」、「なぜ、建て替えないといけないのか」ということをお示して、建て替えた場合のメリットを提案してもらいたいと思います。私がこれを読んだ限りは、建て替えそのものに反対する意見はないのかとも思います。逆にいうと、その基本理念に示された課題を建て替えによって、いかに解決・実現していくかが大事だと思います。建て替えたが、課題がそのまま、あるいはより不便になったとしないようにしなければなりません。

我々に課されている責任重大な点だというのが、建設場所をどうするかという点です。我々が、決めたとこが決定されるわけではないでしょう。行政側には都市計画課というのがあって、南相馬市の土地利用や公共施設の集中化等を、日々専門的に計画する課があります。ところが、自分達の本丸である市庁舎の移転先の候補地として、都市計画の中に全く考えていない。4ヶ所の案が出ている段階で、行政は都市計画として移転する場合に、我々は承認する形で4ヶ所から決めるよりは、行政の方から「こういう風な理由で、こういうコストで考えて、ここに、こういう形でいきたい」と提案してもらい、それに対して我々が意見

を述べる方が効率的だと思います。それに対して前回は何も話がありませんでした。市民の皆さんの意見を聞いて決めるということでしたが、市役所側が建て替えとか移転に対する理由付けに場所が抜けていると、大きなメリットを実現しなければいけないときに、我々が「広いから」、「建てやすいから」、「既存の場所に近いから」という理由で本当に決めてしまっているのかと疑問でした。場所の問題は非常に大きな問題になるので、確認にはなりますが、4つの場所をアンケートに付して、市民の皆さんから広く声を聞いて、我々委員会の中で、案として出していく形でよいのか。都市計画の中で少しでも、こういったものが望ましいというものがあれば、それも含めて情報としてもらえれば、我々も議論しやすいと思います。よろしくをお願いします。

委員長

場所については、次回、視察があり、その次から審議される予定です。

市有地4ヶ所から選びなさいということではありません。あくまで市有地としてその4ヶ所があるという話です。民有地の方がいいというのであれば、そちらの可能性もなくはありません。その点については、視察後に様々な場所に関する検討材料をご提示いただけたと思います。また、そこで改めて検討しましょう。

それから、前回もありましたが市役所の大きなビジョンに関しては、若干ですが説明があります。「新庁舎の基本理念、上位関連計画との整合」の8・9ページをご覧ください。こういった新庁舎の基本計画を策定する上で、即さなければならない傾向として、こういったことが述べられているということです。ただ、全体的、具体的なビジョンを明確に描いているものではあまりないような状況ですが、一応、これに即して行うということです。

事務局

今の委員からの問いは2点あって、市の庁舎をどんな風に建てていくか、それに意見を言いたいという思いと、それから場所の問題があると受け止めました。庁内の検討委員会では、現庁舎の課題は11ページに課題として出しました。市民の目線から、もっと課題があれば意見を出していただき、それに対する対応策が出てくれば新たな機能になります。そのために、まず、今回皆さんに意見をいただきたいなと思います。先程、委員から、1からという意見もありましたが、やはり1からというのは皆さんの意見が難しいでしょうから、我々で一定の案を示した上で、それに対する意見等をいただききたいと思います。もう一点、土地についての具体的な言及は、都市計画で市として考えがあればよいのですが、現状ではなかなか難しいです。国土利用計画や都市マスタープランではコンパクトシティという言葉があります。だんだん人口が減っていく中で、施設を集約しましょうという一定の提言はありますが、具体的なゾーニングまではしていません。そういった現状の中で、有効的に活用できるのは市有地だということです。しかし、アンケートの中では市有地に限定せず聞いています。アンケートの集計結果をお示しした中で、再度、皆さんの中から意見をいただければと思います。今回は、我々がつくったものに対して付加するもの、あるいは足りないものを協議していただければと思います。以上です。

委員長

何かありますか。

委員

提案です。前回の説明にもありましたが、当然、ここで1から10まで決めるのではなく、ここに上がってくる資料は、前段階で庁内の作業部会等で揉んだ内容が資料として提出されるということで間違いありませんね。

その作業部会等の選択肢の中で、本庁舎と原町区役所が一体になっていますが、これは果たして全ての選択肢の中で選んだ手だったのか。

鹿島区役所はかなり老朽化が進んでいて、近い将来、建て替えが必要だと思えますが、数ある選択肢の中から、将来的にも本庁舎と原町区役所を一体とすることがベストな方針となったのかどうか。後は、細かいところになりますが、11ページの現庁舎の課題に出ている基本理念の「市民が誇りを持てる庁舎」というのは、どういうものを想定しているのかが理解しづらいと思います。私は「誇りを持てる」というのは、計画段階で「新庁舎を作るから誇りを持ってください」というべきものではなく、あくまでも結果論として出てくるものではないかと思います。如何でしょうか。

委員長

委員がおっしゃったのは、15ページの誇りを持てる庁舎というのは、どういうものなのかということですが、そのためにどういう作り込みをしましょうかということが述べられています。何か事務局で補足的な説明をお願いします。

事務局

今、委員が、11ページ5番の「誇りを持てる庁舎」に、何故5番が入っているかということ、(5)の2番目に「待合室、執務室、書庫、市民交流の場等のスペースの確保」があり、こちらの方で3区分の市民の方々が交流を持てるような場所が確保出来ればということで、市民が誇りを持てる庁舎というところに矢印を付けさせていただきました。

委員

その部分が、1番の「利用しやすい庁舎」ということになるのではないですか。

事務局

只今のとおり、(5)に、1番に矢印を伸ばさせていただければと思います。逆に皆さんの方から「(5)狭あいなスペースによる不安」は該当しないのではないかとということであれば、こちらの図は、基本計画には入らないとは思いますが、このような視点で基本計画を策定していきたいと思しますので、皆さんの共通した認識の中で、策定していきたいと思します。

委員

現時点では(5)自体の必要性があまり分からないですね。(1)から(4)までがきちり達成されれば、結果として、市民の方が市の庁舎に対して誇りを持てるようになるのではないのでしょうか。今の計画段階で「新庁舎を作ります。誇りを持って下さい。」と言うのは、強制するような印象があり、良いイメージがないです。特に抽象的なイメージが大きいので、人の感じ方によっては反発する箇所ではないかと思します。

委員長

今の意見は、(1)～(4)は、ストレートに機能をいっています。どういう機能を具備すべきか。それに対して「誇りを持てる」というのは、結果的に持つかどうかということだろうということです。そう考えることも出来ますが、ただ、見方を変えて、ここに書いてある「景観」、「意匠」ということが含まれるとすれば、ここに並べてもいいとも思います。その件は、事務局の方で、整理いただきたいと思います。他に如何でしょうか。

委員

基本理念等を読ませていただきました。先程の市民アンケートを踏まえてお伺いします。まず、最初のページを確認してほしいのですが、「はじめに」があまりにも短いです。我々、委員会の分があとで含まれることとなることはわかります。これからアンケート調査をするにあたっては、市民の意見が3,000から8,000人に増えたということもあり、その意見を反映させて、この基本理念は少し変えていく必要があると思います。そう考えていくと、今回はあくまで意見として出して、結論は少し先延ばしにした方がよろしいかと思います。それが第一です。第二に災害対応について、災害への対応というのは当たり前のことですが、地震、耐震性を出しているところがありますが、北海道でも水害が起こっています。温暖化の影響で様々な影響が起こっています。様々な中で、市庁舎には水害・火災の検討も必要だと思います。我々にとって災害といえば地震というのも分かりますが、地震に偏ったものが多いと思ったので、様々な設備系統、内容を検討していただいた方が良いのかなと思います。

市民が誇りというのは、先程の意見に賛成です。表現を変えた方がいいのではという気がします。今回は協議という形で様々な意見を出して、結論としては先延ばしするというところで如何でしょうか。委員長に提案したいと思います。

委員長

結論を出すのは、検討委員会の最後で良いので、今回は決めなくていいです。事務局としては、今日は議論の材料を提示するという事です。もし、大きく間違っているというのであれば、ご指摘頂き再度協議していきたいです。もし、特段ご意見がないのであれば、最後の検討委員会にもそのまま出てくるという流れになります。なので、基本理念もこれでいいでしょうということではないです。委員がおっしゃった市民アンケートの結果も踏まえて進めていくということです。

委員

先程の意見で、既に結論が出ていたので言わなかったのですが、前回の議論の中で、私もスケジュールがタイトだという事を申し上げました。その中で委員長から、議論の必要があれば日程を増やしたり、移動させたりしてはどうでしょうかという話になりました。議論を深めていくという話がありました。そういった形で議論を深めていけばいいのかなと思います。まとめ方としての提案でした。

委員長

いいと思います。ただ、他の機関、例えば議会との兼ね合いも考慮しながら、事務局とご検討いただくといいと思います。もちろん、今後この委員会での協議の状況に応じてということを考えています。はい、他にはありますか。色んな方の意見をいただきたいです。

委員

前回の市民アンケートの発送が3,000人から8,000人に増えて、委員会の意見を聞いて判断してくれているという印象はあります。それから11ページの基本理念は、どうしても市民が誇りのところのところに矢印が多くあり、なんだか気持ち悪い印象があります。

市民が利用しやすい、職員が仕事しやすいことをベースにしながら、実務的な部分を提案の中に組み込んでいった方が良いと思います。例えば、市役所があれば何とかなるといような災害対応の拠点とするため、今後、再生可能エネルギーを活用した災害対策として独立電源を設ける等、しっかり作ってほしいと思います。

委員長

他には、ありますか。ではこちらからよろしいですか。

委員

あくまでも今日の議事というのは、新庁舎建設の必要性、それから理念について皆さんにご提示しました。その内容で進めていいですかという話ですよ。そこを論議することが先だと思います。もちろん、基本計画を作れる体制についても論議する必要があるとは思いますが、まずそこをしっかりとやるべきだと思います。先程皆さんが言っているのは、その通りです。ずっと堂々巡りになるような事を言っています。皆さん少なくとも事前に資料を渡されて読んで来ていると思いますが、私は利便性も必要性もこれでいいのではないかと考えて来ております。そこをもう少し議論していただければと思います。以上です。

委員長

議論の内容について、ありがとうございます。では、右からいきます。

委員

「利用しやすい庁舎」は基本理念として最も大切だと思うのですが、では利用しやすいというのはどういう事なのか。まずは庁舎自体が利用しやすいということ、それから、さらに大事な事は利便性だと思います。原町は、ご存じのように非常に都市計画が進んでいます。大分古いですが、碁盤の目ようになっていて、地方としては珍しいまちづくりです。さらに、この市役所前の道路、牛越まで伸びている、駅通りが高ノ倉まで10km以上にわたって直線道路があり、それが小高に面し、さらには鹿島に面し、井桁の中に庁舎があるということですね。非常に道路アクセスがよく出来ていると私は考えております。この基本理念の中で2本の道路というのは、市の庁舎の前の道路と、四ツ葉から高ノ倉に伸びる道路というのは、鹿島から来る方と、小高から来る方がここでとまるわけですね。そうすると井桁の様な道路があれば、それは最も市民が混雑しなくて利用しやすい庁舎の位置を決定することになると思います。そこでまた問題となるのは、先程、現場でも話しましたが、20年前の原町市が5万人都市の時、この市街地はだいたい建ぺい率10%超えたところを市街地として表現していました。この人口密度で、住んでいるところを、1万人が市街地に住んでいることをもって我々は市街地として利用してきました。その中心地が夜ノ森公園なのです。今どうなっているかは20年も経っているから分かりません。しかし、その当時、市街地の中には約3万5・6千人の方がいて、常磐線で分けると常磐線の海岸線に市街地が5・6千人で3万人はこちらに住んでいます。そうするとやはり、利便性からして、市の庁舎の位置は当然決まっ

てくると思います。市の方針の利用は人口密度を十分に考えていかないといけないとなっていくし、その利便性、利用しやすい庁舎の第一条件はそういう事だと思います。

そこで事務局にお伺いしたいのですが、まず、その辺の庁舎あるいは、この高見町の陸橋から非常に混む時間帯、国道へ行く車と逆に国道から市街地へ入ってくる車、あるいは、踏切の交通量、こういったものを調査しているかどうか。あるいは常磐線の人口動態を調べているのか。こちらが今どうなのか、調べているのか。今日の総人口は 54,800 人、世帯数が 25,935 人、まだまだ、帰還していない人もいるとは思いますが。しかし、帰ってくるという想定でも構わないので、その辺の調査がなされているのかお聞きしながら、考えていきたいのですが、どうでしょうか。

委員長

ご質問については、事務局如何でしょうか。

事務局

人口動態は今、把握はしていませんが、字単位等で集計を取っていきたいと思います。交通量調査につきましては道路の整備、新設する際に状況調査を行うものなので、今回、新庁舎を建設するための交通量調査等は行っておりません。人口は、6月30日現在で市内に住民登録されているのは 60,939 人で、そのうち実際に居住されていると思われるのは 54,526 名となっています。以上です。

委員長

よろしいですか。

委員

常磐線の向こうとこちらの人口がどうなっているかは非常に重要な事です。しかも今の市の発展は、原町だけを見れば完全に南西部です。都市計画でもそのように聞いています。駅通りからののは、農振除外はなるべくしない。農地転用しないで、農業地として活用していくと。それから原高の南側にある、駅通りの高ノ倉線ですね、ここは、都市計画の中では、開発行為を認めていくというのを聞いております。現在の人口はどうか、どう建っているかといった大事なところは、事業をまとめていく立場として、しっかりと基本理念の中で説明しなければなりません。今はものすごい勢いで昔の飛行場のところに伸びています。幸い、笹部川というのがあり、平成 10 年代にバイパスが出来てからは改善されて、氾濫がなくなりました。これは周辺の土地利用の効率がよくなったということです。そういうところも充分考慮して、その辺の調査をしているのか。

委員

委員長、1人の話せる時間を決めてください。もう 10 分以上経っています。

委員長

私もどうしようかなと考えていました。場所を審議する次々回という場があるわけですが、そこにあたっては今おっしゃったようなデータが、100%適合するか分かりませんが、そういう観点も大事だというお話なので、次々回の資料には検討項目の1つとして資料として、付けていただければと思います。次回ではそういったご意見の資料が出てくると思うので、改めて、その際はお願いします。

委員

基本理念ということで5項目ありますが、どういう理解をすればいいかわかりません。

これは、別々にみんな平等というわけではないですよ。むしろ優先課題があり、その順位を早く決めないと、ああでもないこうでもないといくら話しても決まらないですよ。例えば、行政では狭いとか色々な問題があります。その中で市民が利用しやすいとか、災害が起きたら等がありますが。皆さんもご存じの震災当時、この役所がどういう風な状況になったかわかる人はいますか。ほとんどわかりません。津波がどこまで来たかもわかりません。そういう中において、安全・安心を軽視していて、ちょっと違うのではないかと思います。行政の中で職員が働きやすい職場というのは最も大切だと思うし、現状だと車の出入り、何年後かには必ず高齢化社会も来ます。そういう中において、交通量の多い場所に建てるのは、如何なものかと思います。場所の問題もありますしね。人口の中心に建てるという考えは持たないで、もっとフラットな考えで進めていかないと難しいのではないかと思います。5番目の誇りは、これは本当にあっていいのかわかりません。

優先順位を決めて、少しずつでもいいから決めていかないと、いつまで経っても決まらなければはっきり言って、ただの烏合の衆になります。これは本当にだめです。以上です。

委員長

計画では場所と設計の問題が絡んできますが、基本的には、基本理念は全て大切なので、全部調和を持って実現していきたいというものです。もちろん、場所の設定や具体的な建築設計の問題でせめぎ合いがあり、優先順位を付けなければならないときもあります。ただ、(5)の誇りは先程のご意見にもありましたので、事務局の方で考えていただきましょう。

委員

資料2の方です。1番の本会から6番の議会まで上がっております。それ以外にお話にもあった通り、利用しやすさ、公共交通との兼ね合い、移転に伴いましてそういった問題が出てくると思います。そういった場合に市の別の部署で、公共交通活性化委員会ですとか、色々な委員会があるとしますから、そういった委員会の意見や決議事項をこの場で参考意見として情報提供できないかという質問です。

委員長

できないかというのは、情報提供をしていただけないかということですか。

委員

こういった委員会があって、こういった決定があったとか、そういったものを視野に入れて進めていった方が、より利用しやすい庁舎が作れるのではないかと思います。

委員長

そうですね。新庁舎建設基本計画を策定するにあたって、関連性が深い議論が他のところで行われている場合は、随時情報提供がいただければと思います。冒頭にお話したように、色々な会議組織がある中で、我々が他の組織の動向を知らない中で、議論しても後々、反故にされてしまっても意味がないので、関連が深いものについては、情報提供してくださいということですね。

委員

今の委員会の意見だけでは、結論が偏りがちになってしまうので、他の委員会の意見、決議事項も踏まえて、議論していった方が理想的なのではないかと考えます。

委員長

そうですね。適宜、他の委員会の資料の情報提供をお願いします。

委員

今の委員の意見、私も賛成です。他の委員会等もありますので、随時、この委員会にも情報提供をお願いします。基本理念について、色々意見がありますが、11ページ、委員長の言うようにこの(1)~(4)は機能を中心に表現したのですが、5番の誇りは上位面の評価になってきます。非常にこれは難しいですね。学校でいうと道德の授業の評価が難しいというのに似ています。ですから、ここは見直しをした方がいいと思います。それからここは区役所ではなく、市役所ですので、小高区、鹿島区にも配慮した検討が是非必要です。資料には、ほとんど、鹿島も小高も出てこないです。もちろん、それを考慮した話し合いは出てくるとは思いますが、原町区役所を建てるのではなく、南相馬市役所を建てるということを前提に話し合いを進めていただきたいと思います。それから、もう1点は3番の災害対応です。これも非常に大事にしたいと思っております。もちろん地震、津波、その他も大事なのですが、今度の視察で福島市役所入っていますか。あそこは出来たばかりのときに、震災がありまして、避難所になっています。市民がどっと押し寄せて、しばらくあそこが避難所になりました。市役所にいけば何とかかなという市民感覚があるので、是非この辺も大事にしながら、新しい市役所を作っていければいいなと思っております。

委員長

他にいかがでしょうか。

委員長

よろしければ、戻って議論しても構いませんので、一旦議事を前に進めたいと思っております。既に説明をいただいていますし、意見をいただいているようなところですが、市民意見の反映についてということで、改めてご説明をお願い致します。もう説明することもないですか。

(2) 市民意見の反映について

事務局

【「市民意見の反映について」資料2について説明】

委員長

アンケートは、大分返ってきましたか。

事務局

先程、1,700と言ったのですが、昨日現在で1,923通が帰ってきています。8,000通を出して、有効な票ということで、回収率30%で精度高めて、95%の誤差が±2%とすると、今回は2,400通の回収が目標です。

委員長

期限はいつまでですか。

事務局

7月9日までです。

委員長

あと4日ですか。超速報ではどのようなご意見が多いですか。分からないですか。

事務局

7月25日に田村・福島の視察研修がありますので、その時に超速報になるとは思いますが、アンケートのお話を出せたらと思います。

委員長

この件については、市民意見の反映についてということで、ご意見、ご質問はよろしいですか。

(3) 市有地について

委員長

では(3)市有地についてということで、ご説明をお願いします。

事務局

【「市有地について」資料3の説明】

事務局

市有地として、まとまった土地はこの4つとなります。それ以外で、まとまった土地というのは原町区にはないと考えております。今日は現地を見ていただいたので、皆さんの率直な意見をいただきたいと思います。

委員長

はい。ありがとうございました。あくまで、3・4・5ページについては、市有地を使う場合に限定されるということが付されています。ご説明にありましたように、現地を見て、どういう感想を持ったのか。あるいは、もっといくつかの実現性・経済性といった、他の観点でのご意見があれば、いただきたいと思います。

委員

すみません。先程の話に戻るのですが、市有地以外に民有地を検討するという話が出されていたと思いますが、それは建設するにあたって76億円かかるとありますが、民有地を買って、建設するのは、現実的に大丈夫なものなのでしょうか。お金の問題とかあると思いますが、もしダメであれば、候補地はこの4つしかないので、そこが現実的に大丈夫なのかを私は知りたかったです。

委員長

それは、口答でも言えると思うのですが、きちんと書面の資料として説明した方がいいと思います。次々回には、出てくるとは思いますが、もしお答えできるようなものがあればご説明をお願いします。如何ですか。

事務局

民有地での購入ということですが、基本構想でお示した76億円は、公有地で建てた場合の建設コストを記載しております。それが民有地を購入した場合は、民有地の購入費は、

これに上乘せした形になります。合併特例債の活用については、庁舎の建設にあたって、私有地を購入するという目的があるならば活用は可能です。市で 28 年度から毎年 2 億円ずつ行っている積み立ては 37 年度までに 20 億円になります。20 億円以上は、合併特例債を活用することになりますので、合併特例債が増えていきますと、後世へ負担を先送りすることになります。それをやるのか、やらないのかは皆さんの意見になります。また、公有地に限らず、民有地で適地だという皆さんの視点があるのであれば、それも判断材料になると思います。ちなみに、先程お話にあったように庁内での検討では、公有地のみでしか検討がなされていないというのは、お話した通りです。以上です。

事務局

補足して、これだけの面積で民有地があるかどうかということがあります。それから、買うとなるとだいたい 1 万㎡あたり坪 13・14 万としても、それだけで 4 億円、そこに移動補償費等を含めるとかなりの金額が必要となるので、7～8 億円になります。仮設で民有地を活用するか、場所に問題があればそれも検討したいと思いますが、まずは公有地ということで考えています。アンケートの中に、民有地についてもどうですかという形で聞いています。

委員

ライフサイクルコストというのが理念の中に入っていると思うのですが、このライフサイクルコストについて、全然考えていないのではないかと思います。民有地を買うとか、公有地がどうであるという話でなくて、全体的なことを見積もってコストのシミュレーションをしなければ、ライフサイクルコストについて考えたことにはならないのではないのでしょうか。そもそも、今は建設単価がすごく高いのに、無理して進めようとするから余計に高くついてしまっています。

委員長

それはありますね。

委員

民有地でも使っていない田畑はたくさんあります。交渉次第ではないかと思えます。この 4 つは全部だめだと思っています。それで、自分で探して色々考えたのですが、鹿島のパークゴルフ場が新しく出来ています。土地も 7 万㎡あり、台地になっています。あんなところに出来たら良いのではないかと思いました。

事務局

あそこは石炭が下に入っていて、地盤が弱いから無理です。

委員

民有地にお金がかかるというのは当然分かるのですが、我々が場所を検討するにあたって、民有地でも良いと言われながら、検討材料の中に民有地の資料がないのは、この公有地の中で選べというのと同じです。その辺りの整合性はどうかお考えですか。

区によっては、地域でうちの方に来て欲しいというのがあったと聞いています。うちの方の地域でも陳情があります。そういう様々な話からも考えなければいけないのではないかと思います。そうでなくては、アンケートに書いた内容も嘘になってしまいます。どういう議論で進めるつもりでいらっしゃるのでしょうか。

委員長

いや、今回は市有地に関するご説明をいただいたところです。

委員

先程の話から、民有地を検討する際に、事務局からどういう形でご提示いただけるか、場合によっては、私たちが探せと言われるのかを確認したいのです。

委員長

ご検討頂いた資料は、次々回、視察の次の回で、場所の議論が入ってきます。そこで、民有地も含めた資料が出てくると思っています。

委員

民有地は誰が決めるのですか。事務局側から提案するのですか。

委員長

事務局からも提案があるでしょう。もし、皆さんからご提案があれば、それを踏まえて検討する為の資料をつくると思います。

事務局

今、アンケートの中で市有地あるいは民有地を含めて聞いているので、その結果を踏まえて検討していきたいと思います。ただ、行政側からすると、民有地の候補地を探すことはできますが、我々は今のところ民有地の手持ち駒は持っていないので、ここという場所を指定することが出来ません。まずはこの公有地の検討から始めたいということです。地方自治法の規定もあるので、抑えた形でやりたいと考えます。しかし市民の総意として、ここがいいというのがあれば、そこから検討が始まるのだと思います。

委員長

ただ、次々回では、市有地に限らない民有地も含めた検討をするということなので、それに関する資料を提出していただければということなのですが。

事務局

その資料はどの程度のものを委員長が考えているのか、お聞きしたいです。

委員長

色々な観点があります。民有地に対する実現性・経済性、×でも構わないです。

委員

アンケートの中に「庁舎を新しく建て替えることに対するあなたの考えを教えてください」というのがありますが、3番目に「新たな別の場所」というのがあります。ここに市民の意見が集中した場合、今の状態だけで物事が進むのだろうかと思います。概算でも当然、用地取得、それに対する造成費で10億以上はかかると思います。そういう説明とこういった財政だから、市有地を使ってコストダウンしたいというような説明がアンケートにも必要だったと思います。以前、この委員会の名前が新聞に出たときに、私に一番に来た電話で「どこにつくるのか」と聞かれました。みんな市民はそこに興味を持っています。アンケートに新たな別の場所とあるくらいだから、やはりそれなりの案が必要です。

委員長

はい、ご意見ということですが、如何ですか。はい。

事務局

今、場所の話がありました。場所の選定はなかなか難しいですが、市街地あるいは村部への造成費、ある程度の面積に関する資料については、次回、お示しできればと思います。

委員長

はい、ありがとうございます。何かありますか。

委員

最初に戻りますが、前回のお話の時にビジョンという話がありました。今回そのビジョンが9ページ、このビジョンが復興総合計画の将来像として、黄色く表されています。この将来像の下に、例えば「若者が増え、地域産業を再生するとともに子どもたちの笑顔によってまちの「かがやき」を取り戻し」云々とあります。これが南相馬市の将来ビジョンのひとつなのだろうと思います。この文言、考え方を基本理念に盛り込むことはできないかと思いません。そうすることで、元々のビジョンを踏まえた上で、こういった建物を建てるということになります。それがないと単純に古くなったから建て替えるということになってしまい、方向性がどこへ行くのかということになりますよね。例えばここは、歴史のある街だから、その歴史に沿って作るというビジョンを持つならば、そういった庁舎の建て方となるという事です。うちのビジョンは、歴史云々ではなく、あくまでも「復興」という思いが強いですから、南相馬に戻ってきた人、中にいる人がやすらぎを感じられるような、そういった建物になりますという事がこの中に最初に入ってほしいと思いました。

それと、11ページの「バリアフリー、ユニバーサルデザインの対応が不十分」、ここを基本理念では「市民が利用しやすい庁舎」という形で対応しています。これが13ページにもあり、「市民が利用しやすい庁舎」の中に「ユニバーサルデザインを導入した庁舎」というのがありますが、導入機能としてはバリアフリーの話しか出ていません。11ページでは、誰もが親しみやすい、利用しやすいということが書いてあり、ここにユニバーサルデザインの設計が、関与してくる訳です。ここにユニバーサルデザインに関することがバリアフリーにしか係ってこない、ユニバーサルデザインの考え方がハード面にしかないことになってしまうので、ここはソフト面にも影響していると基本理念に盛り込んで欲しいと思います。

場所の件もあると思いますが、例えば、市内に民有地を説明する上で、庁舎建設に市内1万㎡が必要だとします。更地で1万㎡というのがないとは思いますが、もしかしたらあるかもしれない。1万㎡を本当に探したかなかったという回答があれば、市民の市に対する疑念も晴らすことが出来るのではないかと思います。そういったものも入れて欲しいと思います。

委員長

最初の上位関連計画とのつながり、資料の作り込み方の問題、後は、ユニバーサルデザインの位置付けを変えた方が良いのではないかというお話でした。ご検討いただければと思います。他に如何でしょうか。はい。

委員

1つ目は、民有地の話がありましたが、全体的な協議がもたれた訳ではなく、民有地の中に農地で余った土地があるのではないかということでした。ほとんどの方がご存じのように、大抵、固まった土地というのは、農用区域に指定されて、国で厳しく使用を制限される。

ただ、今の原町高校の西側の仮設住宅が建っているところは、手続きをとれば外すことが可能だということで、かなり前に市役所の移転候補地として話が上がった事があるように記憶しています。それが選択肢として可能かどうか。

2つ目として、現庁舎の敷地、選択肢の1番目です。仮に用地買収をかけないとすると、ここ「現庁舎の現状・課題」の「窓口の分散配置による市民サービスの低下」という部分に引っかかってくるのではないかと思います。なので、仮に用地買収を掛けないという前提であれば、まず1番が外れてしまう。外さないで用地買収をするのであれば、積算として、いくらかの追加経費が発生するのか。

3つ目として、市有地を活用する場合の比較表の中で、現庁舎、市民文化会館駐車場、ここで用途地域のところに建物制限という言葉が2ヶ所にあるのですが、これは建設する上でどのような制限が具体的に発生してくるのか、をご説明いただけたいと思います。

事務局

本庁舎の間の民地の購入費用については、資料は手持ちがありません。今、お話しした用途地域については、行政用語解説の4ページ目、5ページ目にございます。5ページ目で左側に、「住宅、共同住宅、寄宿先、下宿」、兼用住宅、店舗等、その下に「事務所等」というのがあります。その一番下に「事務所等の床面積が3,000㎡を超えるもの」、ここが庁舎、事務所が該当しているところです。網が掛かっているところは、建ててはいけない所です。「第二種住居地域」から「工業専用地域」が庁舎を建てられる場所です。南相馬新庁舎は、12,000㎡を想定していますので、3,000㎡以上なので、ここが該当します。先程、委員から言われた用途制限がかかるというのは、「第一種中高層住居専用地域」に該当しますので、その用途地域変更をかけないと、12,000㎡の庁舎を建てることは出来ないということになります。イメージ的には、4ページの1番上右側にある「第一種中高層住居専用地域」の図ということになります。ということで、制限が掛かってしまっているということです。

委員

現状のままでは建設出来ないということですか。変更を掛ければという話ですが。

事務局

この現庁舎の土地の面積は、後ろの土地を購入しない状態で6,600㎡あります。新庁舎は12,000㎡なので、用途区域の変更をせずに建てることは可能です。ただ、12,000㎡の建物をここに建ててしまうと、駐車場の確保が困難になります。逆に三島町の旧文化センター跡地は、手前の道路に面した部分だけで5,000㎡あります。10,000㎡までの庁舎を建てるのが可能です。構想で言っている12,000㎡を建てようとする場合、奥の第一種中高層地域まで入ってしまいますので、そちらの地域と一体とした用途区域を見なければなりません。あちらの5,500㎡近くある土地の用途区域に引っ張られてしまうので、一体とした場所の用途区域の変更を掛けなければなりません。以上です。

委員

ゆめハットの建設する際も、用途地域の見直しを行って、市内の色々な建築会社から「市がやれば何でもいいのか」という苦情が寄せられたと聞いていますが、市は規制庁としての役割をどう考えているのでしょうか。

委員長

はい、どうぞ。

事務局

用途区域の変更について、市役所でやるから用途区域の変更を行ったからではなく、必要だから変えていくということで、ご理解をお願いします。民間の方々に規制をかけているということではなくて、こちらの 12 種類の用途区域のイメージ図があります。より良い環境の地域をつくるには、このような制限で用途区域を設定していくということでご理解いただければと思います。

行政用語解説の 3 ページ目に、図面が小さすぎて見えづらいですが、用途区域の図があります。黄色と緑の間に白く抜かれた地域があります。ここは庁舎等々、あるいは色々な商業施設等が入るために一本抜かれています。こちらについて、この辺りに庁舎が必要だから、用途区域の見直しを行い、右側の土地でも、新たな企業が来た場合、必要だから見直しをしていくことは可能ではないかと思います。

委員

企業が来るから、用途地域を見直して建築できるようにするというのは、原則的にないですよ。あくまでもその時の規制の中で、民間事業者が設計を組んで建築して良い訳ですよ。規制庁としての信用が失われてしまう結果になってしまうのではないかということに危惧しています。先程の議論で、色々な関係施設・団体があって、そういうところで出た意見を吸い上げてもらえないかと思います。例えば用途区域に関して、先程お話しした建築士会、県の建設業者を招いての、全体的な用途地域見直しの中で変更するという流れなら話は分かります。ただ、役所が建築するから基準を緩くして行うというのは、関係者の感情として、なかなか理解し難いのではないかと思います。

事務局（副市長）

今のお話にあった用地地域見直しというのは、市民に対する規制ということで、大変重要な用途地域となっています。見直しにあたりましては、必ず地域住民に一軒一軒説明して、これまで見直しして参りました。今回の最終的な見直しについては、高速道路の開通にあたりインターチェンジをつくるのが、用途地域の前段階の国土利用計画の中で定めております。内容につきましては、用地であれ、なんであれインターチェンジから 500m の土地を流通関係の土地として、無条件で農地転用ができるようになります。それから市の国土利用計画で作りましたのは、インターチェンジからの沿線、原町川俣線などを準工業地域として本市で誘導しながら見直した経緯があります。

白地の地区は用途地域外ですが、市の方の国土利用計画上の規制と言いますか、誘導策としては、流通あるいは事業所系への利用を考えているものなので、委員がおっしゃったような規制庁として市がやるから変更するというものでは決してございません。それから市の都市マスタープランは合併前に原町市のマスタープランがございましたが、この文化センターから、小川町のサンライフ、ここまでを公共施設ゾーンとする位置付けをしております。今回合併して、マスタープランを合冊して、ここまで詳しく変更がなされなかったということで、南相馬市では行政ゾーンの位置づけがありませんが、もともとの原町市の時代から、こ

こは行政ゾーンという位置付けですので、ここを市役所に建てるために無理矢理、用途地域を変更したということではございませんので、ご理解頂きたいと思います。

委員長

はい、ということでした。他にはご意見等ございませんか。

委員

表の経済性の中に「現庁舎解体は起債対象外」となっているものがあります。対象になるのか、ならないのかという理由についても出来ればお聞きしたいのですが、そもそも解体にどのくらい費用が掛かるのでしょうか。我々の自宅を壊すのも何百万と掛かって、建て替えるときの予算に影響するところもあります。そもそも起債出来たからといって、税金を無駄にする訳にもいきませんが、そういうところの情報をいただきたいです。

もう1点が、この4つ上がっている段階で、そもそも市庁舎の建設予定地として、具体的に考えられているものがなかったと見る事が出来ると思うのですが、建てた後の土地をどうするのでしょうか。逆に示されている高見町の敷地は仮設となっていますが、もともと市としてはどういう利用を考えている土地を市役所の建物にあてがうのか。そこに補てんしなければならぬとか、代替地を探すといった必要があるのかどうか。正に、ゆめはっとも駐車場の敷地を使うそうですが、その後の実現性としてどうなのかお聞きしたいです。また、それに費用がかかるのではないかと思います。全て考えてコストを出していかなければならないと思います。そういう情報がいただければいいなと思います。よろしくお願いします。

委員長

はい。3つ質問がありました。まず解体の費用はどれくらいで、起債対象内外というはどのようなことなのかということですね。

事務局

解体費用につきましては、隣の相馬市では延床面積6,200㎡、地上6階、地下1階の庁舎がありました。こちらの解体に5億円程度の費用が掛かっています。本庁舎も約6,000㎡で、同等の地上5階地下1階、同額程度の5億円程度を見込んでいます。合併特例債の解体の適用される・されないということについては、合併特例債は庁舎の建設にあたっての付随する外構工事等々までが適用となります。庁舎が遠く離れた場所に建ててしまうと、残った庁舎の解体は庁舎建設とは関係ないので適用外になります。三島町で建てた場合は、跡地をゆめはっとも駐車場としても利用するので、その駐車場も兼ねて庁舎の立体駐車場を建てた場合は庁舎に付随する建物となり、起債出来ることを記載したものとなります。以上です。

委員

もう1点は如何でしょうか。

事務局

萱浜につきましては、ウッドボール等々のスポーツ施設として使用している所です。比較表にも書いてあります通り、そちらを使っている方々に対応出来るような場所を提供することも考えられます。ゆめはっとの駐車場の代替については、立体駐車場等で代用できればと考えております。高見町の場所は、高見町公園の敷地として活用していた敷地に仮設を建てたものです。もし仮設がなくなった場合は、公園敷地とした緑地帯になるか駐車場になるの

かは分かりませんが、そこに庁舎を持っていったとしても、公園敷地の一部なので、公園が縮小されるということで、特段の影響はないと思います。以上です。

4．その他

委員長

「その他」に2つほどありますので、これを事務局よりご説明願います。

事務局

【「その他」資料4より説明】

委員長

今の件について、ご質問等はございますか。はい、では以上もちまして、議長としての任を解かせていただきます。どうもありがとうございました。

5．閉会

事務局

それでは、本日も長時間にわたりまして、ご意見いただきありがとうございました。議事録について、今回の署名人を指名していただくのを忘れておりましたので、委員長からお願いしたいと思います。今回は、高橋真委員と遠藤充洋委員でした。

委員長

では、今回は森岡委員と伏見委員でよろしいですか。時計回りでいきたいと思います。

委員

【異議なしの声】

委員長

では、お引き受けいただいたということで、よろしく申し上げます。

事務局

この議事録も市のホームページで公表して参りたいと思います。

司会

では、以上を持ちまして、本日の第2回南相馬市新庁舎建設基本計画策定市民検討委員会を終了させていただきます。大変お疲れ様でした。

(12時00分終了)